

農業委員会だより

編集・発行

肝付町農業委員会

肝属郡肝付町新富 9 8 番地 TEL (0994) 65-8418 (直通)

農業委員研修視察のようす (研修農場・荒瀬ダム他)



本誌の内容

- ② … 会長あいさつ
- ③ … 農業委員の役割・地区担当表
- ④ … 農地中間管理事業の紹介
- ⑤ … 農地中間管理事業の紹介・ストップ! 遊休農地
- ⑥ … 肝付町農業振興センター紹介
- ⑦ … 肝付町農業振興センターの紹介・農業委員会からのお願い
- ⑧ … 農業委員の選出方法について・肝付町賃借料情報



新年のご挨拶



肝付町農業委員会
会長 鶴岡和喜



明けましておめでとうございます。

皆様方には、ご家族おそろいで新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。また、農業委員会活動には、平素からご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、近年、農業・農村を取り巻く情勢は、環太平洋連携協定（TPP）の大筋合意により海外からの輸入農畜産物の増大が予想され価格は、益々低迷が続ぎ、日常生活にも影響が出てくると思われまます。これは、TPPの取り決めであり、国の対策はあるものの、我々はこの決定に屈することなく経費の節減、そして生産性向上等知恵を出し合っていかなければなりません。

肝付町においても再生可能エネルギー（太陽光発電所）の普及に伴う農地の減少や農業従事者の高齢化などによる農業の担い手不足・農地の遊休化等多くの課題を抱えている状況にあります。

このような農業情勢の中、先の通常国会で「改正農業委員会等に関する法律」が成立し、本年4月に施行されます。今回の改正で、農業委員会に求められている最も重要な任務は、農地利用の最適化です。これは、従来も、今も、そして今後も変わることはない重要な取り組みです。農地パトロールなどによる地域の農地利用の総点検を基礎に農地の面的な利用集積を着実に進めるとともに、その受け皿となる認定農業者などの担い手の確保・育成、新規就農者など新たなパートナー作りの推進が大切であります。

さらに農業委員会が農業者にしっかり寄り添い農業・農村現場の実情に即して着実に成果を積み上げる、そんな農業委員会を目指すため、私も農業者委員は皆様の期待に沿うべく最善の努力をいたす所存でございますので皆様方のお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健康とご多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさついたします。

農業者年金

しっかり積立て、
がっちりサポート
安心して豊かな老後を



老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。

<加入条件>

- ☆国民年金の第1号被保険者で20歳以上60歳未満の方
- ☆年間60日以上農業に従事
- ☆加入後、国民年金付加年金（月額400円）への加入義務

<メリット>

- ◇積立方式で少子高齢化時代でも安心◇終身年金で80歳まで保証付
- ◇保険料は自由に決められます。（月々20,000円～67,000円）
- ◇保険料の全額社会保険料控除対象、さらに年金も公的年金控除の対象
- ◇認定農業者など一定要件を満たす方には、保険料の国庫補助制度付

※詳しくは **農業委員会事務局** または **お近くのJA** まで!!

- わかりやすい農業・農政の解説
- 経営・流通の最新情報が満載
- 暮らしと地域に活力を
- 女性の元気を応援



発行日：毎週金曜日
形態：B3判10頁建
購読料：1ヶ月700円
(税込み)

発行所：
全国農業会議所

☆購読のお申込みは☆
農業委員会事務局へ
電話 0994-65-8418

○農業委員会は、①農地の売買や貸借の許可、②農地転用案件への意見具申、③遊休農地の調査・指導などの農地に関する事務を執行。

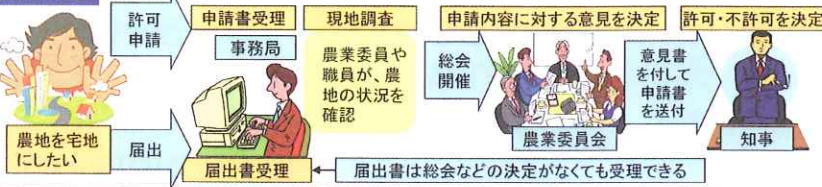
①農地の売買や貸借の許可

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買や貸借の許可権限を有する。



②農地転用案件への意見具申など

農業委員会は、農地転用に関し次の事務を担う。
○知事許可に際して、意見書を付して申請書を知事へ送付
○市街化区域内での農地転用に係る届出書の受理



③遊休農地の調査・指導

農業委員会は、区域内の農地の利用状況を調査し、農地が遊休化している場合には、農地所有者に対し指導を実施。



農業委員会の業務

農業委員のご紹介

任期：平成26年9月1日～平成29年8月31日
(氏名、居住振興会、担当地区の順)



内之浦地区



冷水 正行
(大平見)

67-3106
大平見・侍金・小田



上村 学
(稻木)

67-3326
小串・小野・津代・宮原



中西 政治
(江平)

67-2910
江平・乙田・新地・上建・
下建・上町・仲町・下町・
浜崎



福園 幸雄
(杵木)

67-2926
樫脇・天神・杵木



美坂 美智子
(本地)

68-2174
本地・下西・上西・大原・
姫門



宮後 竜一
(坂元)

67-3433
平牟田・津房・坂元・馬込・
赤木屋・上向・川路



吉永 良行
(浜)

68-2017
川口・港・東・浜・船間・
辺塚・大浦



農地のことなら
私たち農業委員に
お気軽に
ご相談ください。



高山地区



鶴岡 和喜
(下住下)

65-9889
博勞町・本町・中町・新町・
西新町・三反・下住下・菅原



有馬 一徳
(西丸岡)

65-5550
西横間・東迫・東丸岡・
小牧・西丸岡



大窪 輝則
(大窪)

65-0030
笹ヶ尾・鳥越・大窪・永野・
後田(西・東)山下・染木・中原・
瀬戸宇治・本城(下・中・上)



黒岩 美智也
(稲村)

65-5033
神之市・長寿庵・中村園・
下永山・稲村・中村



坂口 利邦
(東大園)

65-0791
荒瀬・和田・東大園・西大園・
上大園・上原・安野・塚崎・
津曲・水窪



末次 健一
(富山)

65-0173
宮下川南・宮下川北・富山



立石 昭平
(上之馬場4区)

65-9579
上之馬場(2区・3区・4区)・
西ヶ丘・上之原



富永 浩二
(池之園)

65-5885
池之園・下之門・東横間



中嶋 睦巳
(寺町ヶ丘)

65-9626
花牟礼・八幡馬場・寺町・
寺町ヶ丘・五社馬場・中馬場・
中籠・西籠



永野 易美
(論地)

65-1158
岩崎・論地・協和・谷山迫・
白坂



中村 重治
(下住上)

65-7123
下住上・福留町・西之宮・新生町・
赤池・栄町・坂中・下西方・
上西方・旭が丘・長能寺



藤井 勇次
(上之馬場1区)

65-9653
上之馬場1区・大脇・上大脇・
寺之上・石之脇・岩屋・片野・
折生野



前原 一夫
(和田)

65-2048
飯ヶ谷・有明山下・飯屋・
西飯屋・一ツ松・柳井谷・浦町・
波見下・轟・平後園



農地の貸し借りおまかせください!!

～農地中間管理事業のご紹介～

公益社団法人
鹿児島県地域振興公社

農地中間管理事業はこんな仕組みです

- ◇ 農地中間管理機構は信頼できる農地の中間的受け皿です。
- ◇ **県知事指定の公的機関**ですので、安心して貸し借りが行えます。
- ◇ 機構が所有者から農地を借受け、公募した借受希望者へ貸付けます。
- ◇ 農地は賃貸借終了後、必ず所有者のもとへ変換されます。（※所有権は移りませんのでご安心ください。）
- ◇ 要件を満たすと、**機構集積協力金**（地域集積・経営転換・耕作者集積の3種類）交付されます。

農地を貸した人(農地の所有者)のメリット	農地を借りた人(担い手)のメリット
<ul style="list-style-type: none"> ●要件を満たすと機構集積協力金が交付されます。 ●賃借料は機構からお支払いしますので安心して農地を預けることができます。(物納も可能です) ●農地を借りた人が途中で耕作できなくなっても、次の借り手を機構と市町村が連携して探します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地を集積・集約することで、農作業の効率化・生産性の向上が図れます。 ○複数の所有者から農地を借りている場合でも、契約が一本化され賃借料の口座引落手数料も機構が負担します。 ○機構と契約に基づくため、長期的な営農計画が建てやすく、安定した農業ができます。

個々の担い手に対する協力金のご紹介

【経営転換協力金】

1. 交付対象者

- ① 農業部門の減少により経営転換する方
- ② 農業をリタイア（離農）する方
- ③ 農地の相続人で、農業経営をしない方※1

2. 交付対象農地と交付要件

自作地について、機構を通した10年以上の賃借契約が結ばれること。

3. 交付単価

0.5ha以下	0.5ha超 2.0ha以下	2.0ha超
30万円/戸	50万円/戸	70万円/戸

※1

農地の相続人とは協力金の交付年度またはその前年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない者をいいます。

- ◇遊休農地は解消することが必要です。
- ◇世帯に対して1回限りの交付となります。

【耕作者集積協力金】

1. 交付対象者

対象農地が**自作地**の場合＝**農地の所有者**
対象農地が**賃借地**の場合＝**現在の耕作者**

2. 交付対象農地と交付要件

すでに機構で借り受けている農地に隣接する農地や2筆以上まとまった農地などが、機構を通した10年以上の賃借契約が結ばれること。

3. 交付単価

10aあたり		
H26.27年度 (基本単価の4倍)	H28.29年度 (基本単価の2倍)	H30年度 (基本単価)
2万円	1万円	5千円

※交付対象農地が賃借地の場合、現契約が設定後1年以上経過しており、かつ契約期間が1年以上残っている場合に限ります。

<以下に該当する場合は交付対象外です>

- ◇経営転換協力金の交付を受けた場合
- ◇農地を貸付ける方と借受ける方が機構を通して変わらない場合

地域の話し合いで農地の集積を進めましょう

人・農地プラン等、地域の話し合いで機構を通じて担い手に農地を集積すると、当該地域に対して交付されます

<交付単価>

機構への 貸付割合	10aあたり		
	H26.27年度 (基本単価の2倍)	H28.29年度 (基本単価の1.5倍)	H30年度 (基本単価)
2割超5割以下	2.0万円	1.5万円	1.0万円
5割超8割以下	2.8万円	2.1万円	1.4万円
8割超~	3.6万円	2.7万円	1.8万円

※地域内の農地面積のうち、機構への貸付割合に応じた単価に、機構への貸付面積を乗じた金額を交付。

<交付対象地域>

- ① 同一市町村内の一定区域で全域が人・農地プランのエリアに含まれていること。
- ② 農業集落、大字または学区等または、10a以上のまとまりのある農地で、営農等の話し合いの基盤ができていること。

※ 協力金の交付にはこの他にも要件がありますので、詳しくはお近くの窓口へお気軽にご相談ください。

■公益財団法人 鹿児島県地域振興公社（鹿児島県農地中間管理機構）

(TEL) 099-223-0223 (FAX) 099-227-9412 ※農地課直通

ストップ!

遊休農地

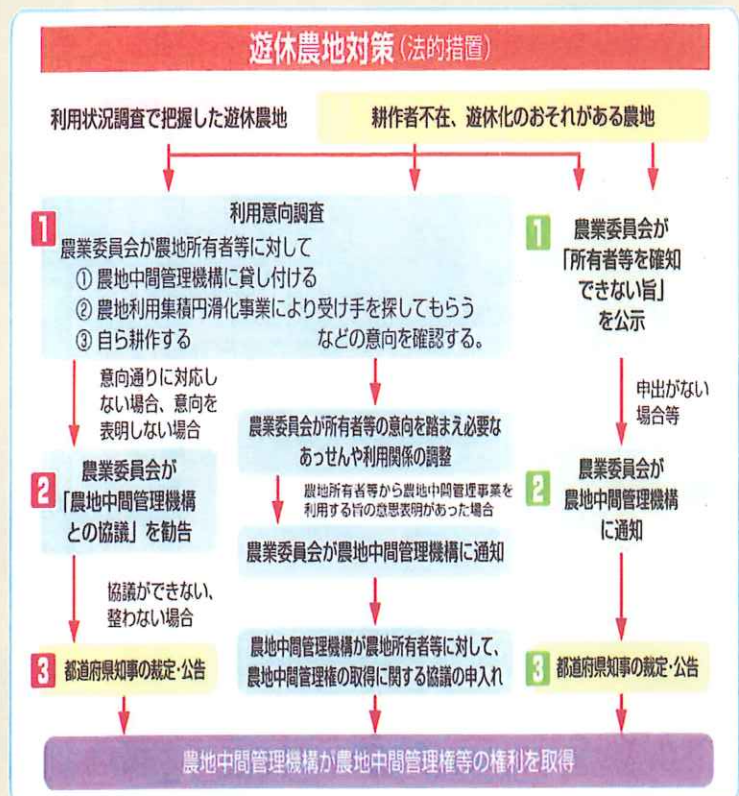
豊かな農地を
次世代へ

**遊休農地は放っておくと
法的措置がとられます!!**

農業委員会は、地域内の農地の利用状況を調査し、「遊休農地」と「遊休化のおそれのある農地」を把握した場合には、その所有者等を対象に「利用意向調査」等を行います。

今回も平成27年10月～11月にかけて、農業委員会・農業振興課で荒廃農地の発生・解消状況調査（利用状況調査）を実施しました。

「自分では耕作できないし、農地を使ってくれる人も見つからない…」という場合等は農業委員会に相談し、耕作者を探してもらうなどしましょう。そのままにしておくと害虫や鳥獣が住みつき周辺農地に被害を及ぼす原因になりますので、耕作者が見つかるまでは草刈りなどの保全管理につとめましょう。



農地法の改正により平成26年度から遊休農地対策が強化されました。

こんにちは!! 肝付町農業振興センターです

肝付町農業振興センターは、町の農業振興と活力ある地域社会の維持・発展に寄与することを目的に平成26年10月に設立された一般財団法人です。

この目的を達成するため主に以下のような事業を行っております。

新規就農研修生支援事業 (要件あり)

- 研修開始日に43歳未満の方
- 町内在住か研修開始日時点で町内在住を確約した方
- 研修終了後、引き続き5年以上町内に在住かつ農業に従事する方

<研修作物>

ジャンボインゲン
新ごぼう その他

新たに独立就農希望する方のために農業技術習得の研修を最長2年間実施。

(定員に達したため、募集は締め切りました)

次回は、2017年7月受入れの予定です。



●新規就農(一期)生の紹介



内 和宏・繭子 夫妻
(野崎在住)

Q.応募したきっかけは?

和宏さん… もともと農業を始めたかったところに支援制度がありよいきっかけとなりました。

繭子さん… 夫の決断に共感し、ともに頑張ろうと思ったからです。

Q.研修を開始しての感想

和宏さん… 指導体制に恵まれた環境で毎日充実している。感謝しています。

繭子さん… 勤めをしていた頃より心身ともに健康的で充実した毎日を過ごしています。



しもは え まもる
下八重 衛 さん
(始良市より)



Q.応募したきっかけは?
県の就農相談で数か所紹介され、その中で比較して決めました。



Q.研修を開始しての感想
指導体制が手厚く、周囲のサポートが充実しているの
でありがたいです。



横井 孝次さん
(東京都より)
1月から研修開始

Q.応募したきっかけは?
もともと農業に関心があり、就農フェアで、肝付町に好印象を持ったからです。

Q.今後の目標と意気込みは?
農業の厳しさ、リスクも覚悟しています。指導を仰ぎ取り組んでいきたいです。

平成28年4月施行の改正農委法により

農業委員の選出方法が変わります

〈公選制から地域推薦・公募に〉

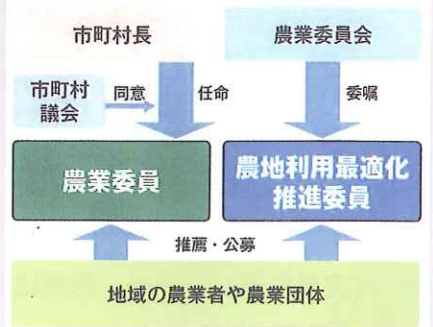
農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法へ変わります。(農委法第8条)

市町村長は、任命に当たってあらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行います。

推薦と応募の結果は公表が義務付けられ市町村長はこれを尊重することが求められています(農委法第9条)

この新しい選出方法は、次期改選期(平成29年8月)より実施する予定です。

農業委員、農地利用最適化推進委員の選任のイメージ



この法改正に伴い、平成28年より

選挙人名簿の提出がなくなりました。

肝付町賃借料情報

平成26年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

●農地(田・畑)

締結(公告)された地域名		田		畑	
		平均額	データ数	平均額	データ数
内之浦地区	全体	9,900円	155	10,000円	45
	基盤整備地域	9,900円	144	—	—
	未整備地域	9,300円	11	—	—
高山地区	全体	10,300円	550	7,400円	161
	基盤整備地域	10,200円	440	—	—
	未整備地域	10,600円	110	—	—
(参考)肝付町平均		10,200円	705	8,000円	206

※1 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、金額換算している。

※2 データ数は、集計に用いた筆数である。

※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。

※4 算出方法は、集計対象データの平均を算出し、平均×1.7を上回る数字、平均×0.3を下回る賃借料を除外し、平均額を算出している。(親類間の取引や特殊作物の栽培を前提とした特別の事情のもとで取引されたものと推測されるデータを取り除き、賃借料情報の信頼性を高めるため。)